特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険税課税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、国民健康保険税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

令和8年3月23日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税課税事務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険被保険者の世帯主に対して、国民健康保険税額を算出し課税する。 国民健康保険税課税事務では、特定個人情報を次の事務で使用する。 国民健康保険税の課税事務 番号法の別表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険税システム 2. 宛名システム 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険税課税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 1. 情報提供の根拠 提供なし（国民健康保険税賦課事務において、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。） 2. 情報照会の根拠 命令第2条の表　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（48の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	政策企画部税務課市民税係　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1439
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力等において複数人での確認を行うようにしている。	

9. 監査			
実施の有無	[　] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①研修計画を策定している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 事務取扱者への研修 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 保護責任者への研修 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修（おおむね1年ごと）	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	5. ②所属長	税務課長　田中　慶治	税務課長　杉本　光男	事後	組織改変
平成29年9月6日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	直通電話開設
平成29年9月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部税務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部税務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439	事後	直通電話開設
令和1年6月28日	Ⅰ-5-②	税務課長　杉本　光男	税務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	-	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅰ-4-②	※国民健康保険税情報において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わな	削除	事後	令和2年6月より運用開始
令和2年6月10日	Ⅱ－1	2015/4/30	2020/5/29	事後	時点修正
令和2年6月10日	Ⅱ－2	2015/4/30	2020/5/29	事後	時点修正
令和4年7月22日	4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	法の改正に伴う変更
令和6年3月29日	5. ①部署	市民部税務課	政策企画部税務課	事後	組織改変
令和6年3月29日	8. 連絡先	市民部税務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439	政策企画部税務課市民税係　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1439	事後	組織改変
令和7年3月25日	Ⅰ-1-②	番号法別表第二に基づき、	番号法の別表に基づき、	事後	法の改正に伴う変更
令和7年3月25日	Ⅰ－3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項　別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条	事後	法の改正に伴う変更
令和7年3月25日	Ⅰ－4	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） なし （情報照会の根拠） 第20条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。）第2条の表 1. 情報提供の根拠 提供なし（国民健康保険税賦課事務において、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。） 2. 情報照会の根拠 命令第2条の表　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他 の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関す る法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含	事後	法の改正に伴う変更
令和7年3月25日	Ⅱ－1　評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1，000人以上1万人未満	事後	被保険者数の減少により
令和7年3月25日	Ⅱ－1　いつの時点の計数か	令和2年5月29日　時点	令和6年5月26日　時点	事後	時点修正
令和7年3月25日	Ⅱ－2　いつの時点の計数か	令和2年5月29日　時点	令和6年5月26日　時点	事後	時点修正
令和7年3月25日	Ⅳ－8	—	（人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か） 十分である （判断の根拠） 住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力等において複数人での	事後	様式変更
令和7年3月25日	Ⅳ－11	—	（最も優先度が高いと考えられる対策） 従業者に対する教育・啓発 （当該対策は十分か） 十分である （判断の根拠） ①研修計画を策定している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 　事務取扱者への研修 　特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 　保護責任者への研修 　事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修（おおむね1年ごと）	事後	様式変更
令和8年3月23日	Ⅱ－1　いつの時点の計数か	令和6年5月26日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－2　いつの時点の計数か	令和6年5月26日　時点	令和8年2月20日　時点	事後	保護評価の再実施のため
令和8年3月23日	Ⅱ－1　評価対象の事務の対象人数は何人か	1，000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	集計方法見直し